

一九七七年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

発行人 || 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コ一ボ幡ヶ谷九〇四

電話(03)3377-14649

FAX(03)3299-15367

振替 || 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 || 東京労金本店

No.1154163

購読料 || 月額 600円

6カ月前納制

くもくじ

■卷頭言■

四色の「人間の鎖」で基地包囲

山村 竜 2

創意と工夫で「あいばの集会」大成功

地域労働運動強化は労働運動の再生の一環

3

車会地域労働運動強化は労働運動の再生の一環

3

急展開する朝鮮半島情勢

5

—朝鮮統一運動全国集会「基調報告」（上）

1

「もの言わぬ教師」にはならない

8

—「日の丸・君が代」の反動強制に抗して（下）

11

医療労働者が絶対的にたりない

11

自民の党内抗争、アメリカ大統領選

11

グローバリズム（開発と競争）なのか、

毛利 孝雄 13

それともインター・ナショナリズム（共生と連帯）か

13

—沖縄再訪の旅から（下）—

15

有期雇用、パート増大からみえてくる課題

12

—二〇〇一年春闘にあたって—

16

編集部だより

読者からのおたより

17

旬刊社会通信

NO. 787

1977年11月1日号

(毎月1日・11日・22日二回発行)

四色の「人間の鎖」で基地包囲

創意と工夫で「あいばの集会」大成功

湖西の秋は早い。今年も滋賀県高島郡今津町など四町村にまたがる広大なあいば野台地で、日米合同軍事演習が十一月二日から十七日間の予定でくりひろげられた。これに反対し滋賀県の十一の市民運動・平和運動団体が集まつた。「しない！させない！戦争協力・滋賀のひろば」が主催して、十一月十二日、今津町・橋公園で「日米合同軍事演習を許すな！」とめよう戦争への道！11・12あいば野集会が千人の参加で開催された。六回目の日米合同軍事演習だが、二年続きとなるため一工夫しようと、コンサートと史上初の自衛隊今津駐屯地ヒューマンチェーンを取り組んだ。この苦労について、IT革命の先進を行くS女史の提供によると、当日次のようなインターべットへの投稿があつたという。

「今日、滋賀県の今津町で『日米合同演習』に反対する集会があり、参加してきました。合同演習は昨年に続いてのもので、今年は、初めて周辺事態を想定した演習であること、さらには、二日から行われている日米統合演習（Keen Sword 01）の一環として行われている点において、画期をなすものとなっています。ここでは『初のヒューマンチェーン成功』のことを書きたいと思います。自衛隊の駐屯地を『人間の鎖』で包囲しよう、という案が出されたとき、誰もが本気にしませんでした。というのは、年々、現地行動への参加者が減る傾向にあり、大人数を必要とする『人間の鎖』などできない、と思つていたからです。しかし、今日、あいば野での日米統合演習に反対する『人間の鎖』は見事に成功しました。参加者もそれなりに多かつたこともあるけど、それより、足りないところを横断幕やノボリを横にして繋ぎ、また、主催者が事前に、青、白、赤、緑のタオルを大量に用意し、それを人ととの間に入れるなどの『関西風のセコイ工夫』をしたおかげで、結果として鎖は『繋がつた』のでした。一説には『これは水増し鎖だ！』だとか『ヒューマン・チエーンじやなくタオル・チエーンだ』などと陰口を叩く人もいたようですが（小生もその一人です）、『今つながりました』というアナウンスを聞いたとき、参加者は『ヤッター』というなんとも言えない素朴な喜びを共有したのでした」と。

去年の春までは何もなかつた滋賀県で七十人位の新ガイドライン関連法案反対運動から始めてここに至つた人知れぬ苦労を、客観視してユーモアで表現するところなるのだろう。集会は司会の憲法を生かす会滋賀稲村守事務局長より、演習開始日の滋賀のひろばによる自衛隊今津駐屯地司令宛申し入れ書の紹介で始められた。（①朝鮮半島の緊張緩和が進み演習に大義・理由が何もないこと、②環境県滋賀で琵琶湖を軍靴で荒らす演習は認められない、③自衛隊も合同演習も憲法違反であること、この三点で演習は即刻中止せよ、中止なき場合は人間の鎖で包囲すると伝えた。

主催者を代表して滋賀のひろば代表委員の部落解放同盟滋賀県連合会堀義明書記長は「人権と平和の二十一世紀となるための出発点に」と挨拶。

大阪在日一世歌手の趙博さんのライブは一時間にわたつて繰り広げられ、「ソウルからピヨンヤンまでタクシーで五千円なのになぜ行けぬ」という歌やとにかく力がいっぱいみなぎるコンサートとなつた。

近畿二府二県の協賛団体からは、「戦争協力はゴメン！兵庫の会」の岡崎ひろみ元衆議院議員（「非核神戸方式を根元から壊していく動きと闘う」）、「しないさせない戦争協力」

関西ネットワークの中北龍太郎弁護士（「周辺事態法を本格的に戦争に向けるものに。怒りのノロシを」）、アジア共同行動京都実行委員会の鶴田律子代表（「十万人韓国民主労総と連帯して闘う」）、憲法を生かす奈良県民の会の藤原好雄代表委員（「キリスト教やお寺の住職も参加し広範な運動を展開」）など多彩な挨拶を受けた。

続いて静岡浜松のNO!AWACSの会と国労北海道音威子府闘争団の杉山均事務局次長より連帯の挨拶。「闘う国労闘争団に連帯しよう！」は集会スローガンの一つ。四党合意に反対し、平和・人権を守る闘いは一体であることを確認した。

憲法を生かす会滋賀・野坂昭生副会長発声の団結頑張ろうで今津町内にデモ行進に繰り出した参加者は、ほどなく自衛隊今津駐屯地に到着し、赤青緑白のタオルを一本ずつ持ち、四色四区画から午後三時半力強いシュプレヒコールをあげ、一・二五キロメートルの駐屯地包囲ヒューマンチェーンは完結した。

（山村 竜）

地域労働運動強化は労働運動の再生の「一環」

—二つの地域労働運動の集会から—

地域労働運動に注目 地域労働運動に注目が集まってきた。この背景には、①本工労働者を組織化の対象としてきた企業別組合の限界が労働組合組織率の減少で明らかになつてきしたこと、②いわゆる労働者の雇用の多様化で非正規労働者の数が増えづけ正規労働者が減少、組織化がさらに困難になつてていること、③世界的な競争の激化が日本の産業・業種・企業をこえた全面的な再編成を進行させ、従来型の企業別組合では労働組合機能を維持し、労働諸条件を守ることが困難になつていること、④企業組合はすっかり競争主義に巻き込まれ、たとえ労働組合に加入していても労働諸条件を守ることはできず、彼らの間にもさまざまな活動を通じて労働組合強化を求めることが必要と、地域労働運動強化が求められはじめたことである。

さらにもつと根本的な問題もある。それは大企業労働組合の組合員に元気なく、中小で首先られ「解雇撤回」をたたかう争議団、そして彼らを支援する共闘の仲間に元気あることである。中小は少数である。組合をつくればすぐにページ、解雇される。少数だから己だけでは勝利できない。「助けて！」と地域を駆けめぐり支援を求める。他方、大企業労組は「おれたちは強い、第三者の支援は混乱をつくるだけ」と外に出ることを嫌がつてきました。しかし、すさまじい大競争は「強い」と思われた大企業労組が「弱い」ことを白日のもとにさらけだした。

コミュニケーション全国ネット 九月末、二つの地域労働運動の集まりがおこなわれた。一つは「コミュニケーション全国ネット」、もう一つは「全国地区労交流集会」である。

今年で十二回目になるコミュニケーション全国ネットワークの全国交流集会は九月二二日から二日間、七〇団体三二〇名が参加、大分市でおこなわれた。集会ではまず総会行事がおこなわれ、新たに三ユニオンの加盟が報告された。総会後、「労働運動の挑戦・地域労働運動の創造」をテーマに、パネルディスカッションが開催。高井事務局長をコマインターに中野麻美弁護士、黒崎ひょうごユニオン委員長、熱田連合宮崎ユニオン、高橋連合本部労働局長がそれぞれの立場から運動再生に向けた問題提起をおこなつた。共通した認識は、①労働組合は組織率の低下にみられるように、労働組合の力量が大幅に低下している、②この事態を突破するためには大胆に労働組合の組織化を進めていく他

ない、③労働組合組織化には「一企業一組合」という原則にとらわれることなく、組織化できる組合が組織していくしかないということであった。

兵庫ユニオンの黒崎さんは阪神大震災でのホットラインの経験をふまえ、「企業内労働組合の視野がせまくなり、労働者全体を問題にできていない。正規だけではなくパート労働者もいっしょに仲間と考えられる」運動の必要性を語った。二日めは「活かせるか、ものさし研究会報告」「民間パート均等待遇に向けて」「公務パート臨時・非常勤・パート労働者の闘い」「派遣労働」「セクシャルハラスメント」「地域共闘強化」「ユニオン組織運営個人加入の組合員を倍にしよう」「争議経験交流」「介護労働・福祉部門の組合づくり」の八分科会に分かれ討論が深められた。

全国地区労交流集会 二二回めの全国地区労交流集会は九月二日から二日間三三地区労・後継組織八二名、開催地県（香川）全地区労八〇名の一六二名が参加した。今年の特徴は北は北海道、南は沖縄までの参加で名実ともに全国交流会となつたこと、もう一つは高松地区労が現在五百を超える全国の地区労・後継組織に実態調査報告を求め、それに八六が回答したことである。

各地の特徴は—①県レベルでは解散方向だつたり、主要組合が脱退するなど、第二次組織再編に入つてのこと。たとえば、北海道では市町村単位から十ブロックへ、岡山地区労では十五組合八千人がぬけ二十組合七千人で地区労を残すことを決定。②各県共通なのは連合が地域運動をほとんどできていない。③地域労働運動と護憲・平和の運動は地区労という実態がある。また、自治体への市民要求は連合では取り組めず、地区労がおこなつている。④未組織の相談と交渉・組織化のため地域ユニオンが各地で結成され、地区労がバックアップしている。⑤ユニオンの経験は新たな活動家づくりにもなり、労働運動再生の柱として位置づけられはじめしており、多くの地区が取り組みをはじめている。労組の組織低下の歯止めと新保守主義に対抗する一つの潮流となりはじめていること。

⑥日本労働運動の根幹である春闘を守り、労働者の連帯を築くため横の交流を果たしている思いが地区労にある。政治対応では民主・社民の共闘や当面の政治問題については組合としているところなどさまざま。なぜか市民を基軸とする地区労などは連合運動より地区労を重視している。⑦共闘運動と争議支援（解雇問題、国労支援はすべての地区で共通）の取り組みを継続しているし、連合に引き継いだが閉店休業で運動が進まないのも共通。憲法情勢の危機から運動づくりを多くの地区が手がけはじめた。

⑧財政的にもたいへん厳しいが、地区労運動の灯を守りぬくため「地区労は解散しない」という決意がすべてであつた。地区労会費は大きいところで百円／月が多く、最大は四百五十円／月という地区もある。

新旧地域ユニオンの交流を 一九八〇年代からの労働戦線再編成の過程で多くの地区労が解散された。この背景には大単産が財政難を口実にますます内向きになつたことがある。そうした地域は太平洋ベルト地帯の民間基幹産業の工場群が多いところに顕著であり、地域ユニオンがさまざまな行動を展開している。それに対して東北、九州、四国等では旧地区労的活動はまだまだ健在である。

地域労働運動を日本労働運動再生の一環とする取り組みは、地域労働運動関係者ばかりでなく、本隊労働者の大きな問題意識ともなってきた。その意味で新旧さまざまな地域労働運動強化をめざす組織の全国的交流が労組センターの違いを乗り超えすすめる状況に入ったといえるであろう。

急展開する朝鮮半島情勢

—朝鮮統一運動全国集会「基調報告」(上) —

朝鮮半島が歴史的展開をとげるなか、十月二八日から二日間、「朝鮮の平和統一、日朝国交正常化実現!」をスローガンに、朝鮮統一支持運動第一九回全国集会が京都で開催された。今日の朝鮮情勢を映し、かつてない盛り上がりと熱氣ある集会となつたことはいうまでもない。

その「基調報告」を二回に分けて掲載する。報告者は「朝鮮の自主的平和統一支持日本委員会」事務局長 若林ひろし氏。氏は故岩井章氏とともに三十年以上「日朝」友好運動に携わる陰の功労者である。

(編集部)

朝鮮は一つだ

分断五五年にして初めて南北最高首脳会談が開催され、両最高首脳が歴史的南北共同宣言に署名した去る六月一三～一五日を境に、朝鮮情勢は歴史的転換を遂げ、分断に終止符を打つて平和統一をめざす全朝鮮民族の自主的な努力の積み上げが、双方の軍事当局者会談も含めて、着々と進んでいます。民族的悲劇を訴えてきた「朝鮮は一つだ」と言葉が、今や二一世紀に南北の平和統一と世界の平和を予言する合い言葉となり、シドニー・オリンピックで南北選手団の統一入場行進で見られたように国際的支持も高まっています。

統一達成までには難しい問題も多く、統一妨害勢力も少なくないようですが、何よりも私たちはこの情勢を切り開いた朝鮮民族の「平和統一を念願する全民族の崇高な意志」と「国の統一問題を主人である民族同士が互いに力を合わせ、自主的に解決していく」という決意を何よりも尊重し、平和統一達成を期待し、その闘いに連帯を強化する決意です。

日朝友好運動の原点

一九七二年「七・四南北共同声明」の発表直後、在日朝鮮・韓国人の皆さん、「マンセイ」「マンセイ」と叫び、涙を頬いつぱいに抱き合つてゐる感激の坩堝の前で、私たち日本人はその外に立ちすくんでただその熱気に打たれていたことを思い出します。しかし、その感激の坩堝は南の軍事独裁者の「維新革命」クーデターによつて数か月にして打ち砕かれてしましました。その後、日本人と在日朝鮮人との有志が「朝鮮問題を憂える会」を持つたときのことです。一人の在日一世が言いました。「日本帝国主義が敗北したとき、私たちは漸く亡国の民の身から解放され、祖国を取り戻したと歓喜しました。しかし、それは一瞬の夢でした。祖国は分断され、私たちは戦勝国民でも敗戦国民でもない第三国人と差別され、再び弾圧の嵐にさらされました。私たちが今度の七・四共同声明で祖国統一の扉が開かれたと喜んだのも束の間の夢に終わりました」。

それを聞いて一人の日本の老婦人が言いました。「その失望はよく分かります。戦前・戦中の皆さんのお気の毒な姿に私は大変心を痛めながら何もして差し上げられませんでした。申し訳なく思ひます。今私に差し上げられる」とは何でしょうか。そのとき若い在

日一世が言いました。「戦前・戦中亡國の民と蔑まれ、慘めな姿をさらしていた私たちに同情を寄せてくれた日本人がいたことに私たちは感謝しています。しかし、慘めな姿の私たちの胸の中には祖国を日本から取り戻し、民族の自主を回復せずにおくものかという意思が火の玉のように燃えていたのです。その心を知つていただければなお嬉しかったでしょう。今からでも遅くありません。その私たちの心を分かつてください」と。この一言に私たちは朝鮮人民の心の中で火の玉のように燃えていた愛国心と民族愛に深い感動を覚えると共に、心の底から沸き上がる贖罪意識に身が震えるのを禁じ得ませんでした。

金日成回顧録「世紀と共に」を初めていただいて読んだとき私が思わず感じたのは、これこそ正にこの朝鮮民族の心の炎の叙事詩だということでした。その祖国光復闘争は「亡国の民」を強いられた朝鮮人が異國の地で展開した、世界で他に例を見ない闘いでした。とりわけ金日成将軍が率いた抗日武装闘争はコミニンテルンの「一国、一共产党」という制約の下で中国共産党あるいはソ連共産黨の組織と党の中に組み込まれるという厳しい条件下に置かれていましたが、朝鮮の革命的人民はその制約下にあっても民族としての自主を堅持し、いかなる苦難の下でも心の中では祖国愛と民族愛で一心団結していたのです。

朝鮮人民をこのような「亡国の民」に陥れたのは、他でもない一八七五年の雲揚号の江華島侵入事件から日清戦争、義兵弾圧、閔妃暗殺、日露戦争を経て日韓併合に至る三五年間とその後の植民地支配三五年間に日本人が行なつた掠奪、民族差別、皇民化という名の民族抹殺の圧政であり、それは朝鮮人民には堪え難い屈辱でした。朝鮮人民の日本に対する不信感、憎悪感、すなわち日本人に対する「恨」（ハン）はここから生まれたのです。日本人はこの歴史を正しく認識しない限り朝鮮民族の祖国統一の悲願を正しく理解することができないでしょうし、またその犯した過ちに誠実に「謝罪と補償」をしない限り朝鮮人民との相互信頼も、したがつて眞の日朝友好も望むべくもないでしょう。

朝鮮人民の心に応えることを目指した日本委員会

私たちの朝鮮の自主的平和統一を支持する運動の目的は、この歴史認識にもとづいて朝鮮人民の民族的悲願達成の闘いに連帶することでした。力量不足で十分なことはできませんでしたが一定の成果を上げてきたことは否定できません。今南北が離散家族再会の実現に沸いてのを見ると、一四年前のことになりますが、日本委員会の要望に応えて朝鮮対外文化連絡協会が人道的配慮をもつて日本と朝鮮との間の離散家族の再会を実現してくれたことを改めて思い出します。

一九八六年五月、日本委員会をはじめ有志平和団体・労働組合で「アジア平和の船」を組織してソ連、朝鮮、中国を巡航したときのことです。二四〇名を超す参加者の中に朝鮮にいる離散家族に会いたいという四家族がいました。日朝関係の現状から面会実現はきわめて難しいと言つたのですが、肉親の住む国の土を踏むだけでもという強い願望に圧されて「平和の船」に参加を認めたのでした。日本委員会としては事情を朝鮮対外文化連絡協会に伝え、難問とは知りつつも家族の面会について検討をお願いしておいたところ、一行が朝鮮に到着した翌日「離散家族の面接を取り計らうことにして」という連絡を頂き、当該四家族は無論のこと「平和の船」参加者全員が感激の涙を流したものでした。

某地方民放テレビ局がその感動的情景を報道して年間優秀報道作品賞を受賞した他にはこの事実を取り上げた報道機関はありませんでした。しかし、このことを聞きつけた離散家族が翌八七年の「アジア平和の船」に十二家族参加して前年同様全家族が再会を果たしたのでした。再会実現のために朝鮮側は全国各地に住む離散家族を平壤に集めなければならぬというたいへん手数のかかることだったのですが、当時の日朝関係からこの難しい日本委員会の要請に対文協が応えてくれた陰に、実は当時の金正日書記の特別な人道的配慮があつたと告げられたのはかなり後になつてからのことでした。

富山県の海岸から二〇年前行方不明になつていた息子が朝鮮で元気に暮らしているという手紙が届いたが会いに行けないだろうか、という相談を富山県の寺越というご婦人から日本委員会が受けたのは、二回目の「平和の船」の残務整理が終わつた頃でした。不思議なこともあるものだと思いながら、その息子（武志さん）からの手紙のコピーを対文協に持参し、調査をお願いしたところ、本人は海難事故中を朝鮮人に救助されて健在で、今は労働英雄として活躍していることが確認され、対文協から母親の朝鮮訪問を受け入れるという連絡をいただき、武志さんのお母さんはさつそく訪朝し、その後すでに四回訪朝したと聞いています。武志（朝鮮名金永浩）さんは現在平壤職業同盟副委員長の要職にあり、機会があれば朝鮮労働党代表団の一員として訪日したいと、私に語っています。

これらの出来事は日本委員会が誠実な運動を通じて対文協との間に相互信頼を築いてきたことを物語る日朝友好の歴史的事実として記憶しておいていただきたく思います。

冷戦後の朝米関係と日朝関係

「平和の船」の企画は種々の事情から八七年が最後になりましたが、冷戦終結の歴史的進展の中で九〇年には日朝三党共同宣言が発表され、日朝政府間交渉が始まり、在朝日本人女性の郷里訪問も実現を見ました。しかし、ご案内のように、九三年から始まつたアメリカの「北朝鮮核疑惑」攻撃に便乗して日本では「北朝鮮敵視」報道が拡がり、日朝関係は冷戦時代に逆戻りし、九八年の「テポドン騒動」で緊張は最悪の状態に陥りました。

湾岸戦争後アメリカは「対北朝鮮」政策の重点を「抑止」に置き、「核疑惑」を突き付けて九四年には武力行使の一歩手前まで行きましたが、ペナタゴンの作戦計画のシミュレーションの結果予想される被害の大きさに驚いたクリントンが急速「対話」による事態解決に方針を転換し、カーター・金日成会談が実現したことはよくご存知だと思います。金日成主席の急逝で事態の逆戻りが心配されました。それは金正日書記の政権継承がつまずいて共和国が崩壊するであろうことをアメリカが期待したからであり、アメリカはKEDOの設立以外の約束はいつさい実行せず、軽水炉完成までの間重油の供給も滞らせてきたのはそのためだつたと言われています。しかし、九八年に至りアメリカはその期待が無駄だつたことを認識し、昨年ペリー報告で明らかにされたように対朝鮮政策の見直しを図つたのでした。その見直しと裏腹にアメリカは「対北朝鮮政策」を含めた対アジア政策の軍事的側面の強化のために日米安保を強化する「新ガイドライン」体制の確立を日本に求め、日本は「北朝鮮脅威」を口実にアメリカの要求に応えたのでした。しかし、ペリー報告の発表を見て

日本も朝鮮政策の調整を迫られ、昨年末の村山氏を団長とする日本政党代表団の訪朝となりましたが、この代表団訪朝で再開された日朝政府間交渉が一向に扱らない折りも折り、とつじよ南北朝鮮の最高首脳会談が実現したのです。さらにここ半年の間に共和国は国交のなかつたイタリア、オーストラリア、フィリピン、カナダ、ニュージーランドなどと国交樹立を進めおり、アメリカとの「反テロ共同宣言」も行なわれて朝米国交樹立に大きく前進を見せました。

日本は明らかにこうした情勢の進展に遅れをとつており、否応なしに共和国との国交正常化を急がざるを得なくなっていますが、そこでいよいよ浮き彫りになつてゐるのが日本の朝鮮侵略と植民地支配に対する「謝罪と補償」問題です。この問題が日朝間の基本問題であることは九〇年の海部首相の金日成主席宛親書と日朝三党共同宣言で日本も確認済みのはずなのに、政府はこれに拘束されないと強弁しています。

韓国にはいまだに「冷戦思考」にこだわつて今回の南北最高首脳の合意を疑問視する勢力がいますが、全民族の平和統一の意志に逆らい切れるでしょうか。アメリカにも「北朝鮮敵視」勢力が根強く存在しております、共和国代表の国連ミレニアム・サミット出席妨害事件もありましたが、日本でも「反北朝鮮」勢力が執拗な活動を続けています。しかし、間違つても日本は「日韓癒着」の尾を引きずつて韓国の「反共・反統一」勢力に同調したり、アメリカの反動派に同調したりしてはなりません。

(つづく)

「もの言わぬ教師」にはならない —「日の丸・君が代」の反動強制に抗して（下）—

市教委や都教委の姿勢

こうしたマスコミによる世論作りの一方で市教育委員会や都教育委員会の姿勢がどのようなものだったかも報告しておきたいと思います。

市教委がなぜ校長に卒業後の問題を「卒業式実施報告書」の中に盛り込ませたのか、しかも会話文の形式をとらせたのかは大きな問題として残ります。これは、市教委の人権感覚も問われるところだと思います。しかも、それが、情報開示もされていないうちになぜマスコミに流れてしまつたのか、これは情報管理の問題として問われるところですが、今もつてこの問題に明確な回答がありません。

市教委は二小の問題を「政治的な問題」にせず、「教育的な問題」「教育的な議論」にしていくということや事実を正確に把握するという姿勢を当初は持っていました。そして、教職員からヒアリングを提起してきました。私たちは、一方的に曲解されたマスコミ報道や校長の作成した「卒業式実施報告書」が独り歩きすることは防ぎたいと思つていたので、その方法などに疑問を持ちつつも私たちの事実をぶつけるためにヒアリングに応じることにしました。しかし、四月二日に実際にヒアリングが開始されると、それは校長の作成した「卒業式実施報告書」に書かれていることをもとにした質問中心で、私たちが意見を十分に言えるものではありませんでした。また処分を前提にした「聴き取り」のようにも思

えました。そのために、もう一度ヒアリングのあり方などを市教委に考え方で直してもらつべく、私たちの見解をまとめ五月一日に「要望書」として提出しました。そして、それを契機に今後の進め方について、市教委と私たちが意見交換することを期待しました。

しかし、四月十四日に都議会決算特別委員会、一九日には衆議院文教委員会等で、二小のできごとが取り上げられたりする中、市教委に対し政治的な圧力があつたのかもしれませんが、五月八日以降状況が大きく変りました。市教委は私たちの要望に耳を傾けることなく何が何でもヒアリングを再開するために、二小の教職員に対し教育長名で通知を出しました。私たちは、運動会を二七日に控える学校の事情を考えるとヒアリングに応じることはとても厳しいし、もう少し学校の状況に合わせてほしいなどと要望しました。校長は、それをわざわざ発言名も入れた報告書を作成し、発言要旨の確認を本人ともせず市教委に提出しました。そして、市教委も私たちの要望を受け入れませんでした。

五月十七日から行われたヒアリングは、四月に行われたものとはまったくちがい一人四分五秒で同席者は認められず、記録のための人を一人認めるというものでした。私たちが希望していた方法とは大きく異なりました。

さらに、異なる点は市教委のみならず都教委が記録者に入つたことでした。私たちは、市教委のヒアリングにどうして都教委が入る必要があるのが追及ましたが、記録をまとめてたり多くの人数のヒアリングをするのには、都教委からの手助けが必要という以外の回答はありませんでした。また、教職員の中には指導要領の「法的拘束力」などについて見解を求められたりする人もおり、事実確認だけではない意図を感じざるをえないものとなりました。そして、異動した人も含め昨年度の嘱託員を除く二小の教職員全員にヒアリングが行われました。

これらをうけ、市教委は六月二〇日の教育委員会で「中間報告」を行いました。教育委員会で報告する際には文書化したものを教職員と確認することになつていていたにもかかわらず、それを私たちが要求しても実現できていない状況です。また、「中間報告」は情報開示の請求も行わっていますが、まだ開示の対象となつていません。私たちが子どもたちの人权を守るために、開示しないでほしいと要望した「卒業式実施報告書」は開示され、当核の私たちが知る権利を持つている「中間報告」は知らされない、こんな市教委のご都合主義が許されるわけがありません。個々人のヒアリングの内容は、そのつど確認してきたところですが、それがどうつなぎあわされているのかとても不安です。

六月二七日からは都教委による、聴き取りが行われました。この中では、卒業式前日の職員会議のこと、当日の朝のこと、卒業式後のことなどで中心になつた人物は誰かを明らかにするためのものでした。おおよそ一人につき二時間半～三時間、あるいはそれ以上に及ぶものでした。もちろん、都教委は私たちの意見を聞くというより、校長の「卒業式実施報告書」やその後作成したと思われる「事故報告書」や市教委の「中間報告」をもとに質問をしてきたのだと思います。

その後都教委は七月に入り、国立の学校教育に対する調査と称し、小中学校全校に出向しています。教育行政が監視のために学校現場に有無を言わせず入つてくるといったやり方を、私たちは黙視することはできません。

常軌を逸した反動的処分

八月十日、都の教育委員会が開催され、「国立市公立学校教職員の懲戒処分」を決定しました。その中で二小関係は、戒告六名・文書訓告七名というものでした。対象となる事実として、戒告対象者には「ピースリボンを着用し、かつその他不適切な行為を行った者」があげられ、文書訓告対象者には「ピースリボンを着用した者」があげられています。そして、それらが地方公務員法第三五条（職務に専念する義務）違反及び同法第三三条（信託失墜行為の禁止）違反にあたるとしました。文書訓告対象者には第三五条（職務に専念する義務）違反のみを通用しました。

戒告の理由である一つの「その他不適切な行為を行った」というのは、具体的には、校長が職員会議で「卒業式において『国旗』を屋上に掲揚する判断を示したにもかかわらず、校長が「国旗」を屋上に掲揚した後、「校長室に他の教職員とともに集団で入り、『国旗』掲揚に対する抗議を行った」ことなどをあげています。

処分するなら、するなりの教育行政に関わる者の論理がなければならないと思いますが、今回の処分にはそれを見つけることができません。言っていることは「校長の判断に従わなかつた者、ましてや、それに正面切って逆らうものなどは処分する」という極めてファシシヨ的なものです。また、本人には処分内容などが知られていなにもかかわらず、マスコミには先行して知らせるという都教委の姿勢は常軌を逸しているとしかいよいがありません。産経新聞などは、処分者が特定できる報道までしています。

また、国立市教委は八月に入り、「平成十一年度国立第一小学校卒業式」について」という文章を復刊した「くにたちの教育」に「国立市教育委員会のお知らせ」として掲載しました。その内容は、四月の保護者会で学校側が説明した内容をも否定し、産経新聞などの報道を追認するようなものでしかありませんでした。そして、八月二〇日、都教委の意思に沿う形で文書訓告七名を決めました。

上部の各組合も今回の処分に対し都教委・市教委へ抗議等をしましたが、私たちも都教委・市教委に対し「不当処分に反対し即時撤回を要求する声明」を提出しました。

私たちには粘り強く頑張ります

国立二小では、四月五日から異常な事態が続いてきました。四月・五月は職員会議のない日はほとんどありませんでした。運動会や全校授業参観などの学校行事のときにはいろいろな妨害やマスコミに対する方策として、PTAにも協力してもらひ学校に来る人のチケットをしたりもしました。そして、脅迫文などのもあります下校指導なども教職員が付き添つたり、巡回したりしながら行っています。また、組合の分会にも、脅迫文が送られてきている状況もあります。

そんな中でも、私たちはこの二小にかけられた意図的な政治キャンペーンや「教育正常化」、子どもの人権を奪おうとする動きに職場や組合を中心抗してきました。幸いなことに、これまで培われた二小の教育を守りたい、子どもの人権を守ろうという保護者・市民がたくさんいます。そして、それぞれが市教委などに対し、粘り強く働きかけをしてい

ます。そうした支えがあり、今まで何とかやってこられました。

私たちは、ただたんに一小あるいは国立にかけられた攻撃だとは思っていません。公教育全体にかけられた攻撃だと思っています。残念ながら、都教委・市教委はきわめて不当で見せしめ的な処分を出してきました。また、今後も国立の教育の「正常化」のためと称して教職員への管理・統制をさらに強化していくことが予想されます。しかし、そのために皆でつくり上げてきた一小や国立の教育をつぶさせてはならないと思います。そして、そのことが子どもの人権を守り、私たちひとりひとりの教職員が、これからも「自分らしさ」を失わないで教育活動を続けられることになると思うのです。

私たちは、不当な処分に反対し、撤回させるためのさまざまな方法を模索し、「もの言わぬ教師」にならないための努力をさらに続けていきたいと思います。

まだまだ、長い闘いになります。ときには激しく、ときにはのんびりとおおらかに、そして、ときには一息入れながら私たちなりの知恵を精一杯出し、私たちなりのやり方で頑張っていきたいと思います。これからもよろしくご支援ください。

医療労働者が絶対的にたりない

— 医療ミスの防止策とは？ —

八月一七日の北海道新聞朝刊に北大・札医大・旭医大が独自の裏故防止マニュアルを作りを進め、八月中に完成させると言う記事がのっていました。相次ぐ大学病院の医療ミスが大きく報道されるこの頃、医療機関に働く者の一人として、何となく違和感を感じます。

ここ数年、医療ミスが大きく報道されて来ていますが『どうして？』と言う気持ちになります。今後ますます医療に対する動きは活発になって来ると思います。

問題が生じる前に私たちは、最善の注意を払って医療を進めなければなりません。しかし、現実は病院の経営にそつて最低限度の職員で看護をしなければなりません。たいへんなどいながらも業務は進められています。

ミスは、自分の問題として片付けられている事が多いと思いますが、本当はどうなのか、夜勤で疲れていた、休みが取れないなどの職場の状況はなかったのかの問題意識を持つことが必要なのではないでしょうか。

一人で数人の患者のケアや検査、夜間は三人で全員の患者を看なければならぬ事態を、本当にこれで良いのかと考へて行くことが、医療ミスを減少させていく小さな一步だと考えていますが、皆さんはどう考えますか。

医療ミスをしないマニュアルづくりも大切な要素と考えますが、その前に、医療にたずさわっている私たちの声を吸い上げる事が本当の意味での医療ミスを防止する方策づくりにつながるのではないかでしょうか。

自民の党内抗争、アメリカ大統領選

自民党の支持基盤が動搖し崩壊の過程に入っていることは、一九八〇年以降、本誌でく

り返し述べてきた。それに総保守として対抗したのが民間政治臨調（政治改革推進協議会）による小選挙区制導入による「政治改革」だった。総保守は自民党と歴史・社会認識、さらには憲法観を根本的に異にした社会党を亡きものにし、いわゆる保守による「一大政党制」をめざしたのだ。

「二大政党制」は一時自民対新進として総保守が望むかたちで進行するかにみえた。新進党は大分裂し、現在では自民党対民主党のかたちとしてある。これを「保守二党制」への過程とみるかどうか、その流れはむろんある。しかし、それ以上に深刻なのは日本の政治がだれにも信頼されなくなつたことだ。それともない、自民党支持基盤の動搖はさらに大きくなり、自民に対抗するはずだった民主党にもその活力がない。自民党が揺れに揺れているのに、民主への期待と待望はまったく見られない。

「闇」の中でつくられた森政権は森に首相としての資質がないこと、自民議員の腐敗で支持率はわずか一〇%台前半、不支持は七〇%をこえる。七月総選挙での都市部での自民党的惨敗、さらに比例票のさんたんたる状況は、来年参院選対策として選挙制度変更をゴリ押しした。党利党略であることは誰の目にも明らかで自民党への批判はさらに増幅する。

これにいらだつた加藤紘一が「森不信任」を表明、自民党は右へ左への大騒ぎとなつてゐる。本来であれば民主の出番なのだが、民主に自民に代わる力はない。理由は簡単で民主は第二自民党でしかないからだ。

日本政治をさらに混乱させるハプニングが太平洋のむこう側のアメリカでおきている。ブルジョア二大保守党の典型といわれたアメリカ大統領選の投票結果をめぐる混乱である。かつてない接戦が「出口調査」と選挙制度、投・開票のズサンさを明らかにし、さらに緊張感を欠いた共和、民主両党の対応がアメリカ型二大政党制の矛盾をさらけ出したのだ。二一世紀はどうやら混乱と混沌の世紀となる気配である。

◇編集部だより◇

ILOが第二次勧告 ILOは昨年十一月の中間報告について十一月十六日、第二次勧告を出した。その要旨は――

1、ILO98号条約のなかに盛り込まれている反労働組合的な差別行為に対する保護は、採用および雇用の終了時を含む雇用期間中のいついかなる時点にでも保障される原則を確認する。

2、「四党合意」は当事者が早期に満足いく解決を達成できるように、JRと国労の間の交渉促進を目指してその条件を提示し、関係する労働者が公正に補償されることを保証したものであり、すべての関係者が受け入れるよう促す。政府はこの点に関するいかなる進展についても引きつき報告するよう要請する。

3、国労組合員の不採用問題は東京高裁で係争中であることを留意し、政府に東京高裁の判決の結果を引き続き報告するよう要請する。

というものの、「四党合意」が持ち込まれたため複雑になつたかのようだが、ILOの中間勧告のないように変わりはない。国鉄闘争はこれから「総力戦」に入る。

グローバリズム（開発と競争）なのか、

それともインナーナリズム（共生と連帶）か

— 沖縄再訪の旅から（下）—

「辺野古」に凝縮される沖縄と日本の近未来

サミットの終了とともに普天間基地の移設問題も再び動き出すことになるだろう。

九五年九月、米兵による少女暴行事件を契機に一気に広がった基地縮小を求める県民の運動は、世界で最も危険な基地といわれた普天間飛行場の日米両政府による返還合意（六年四月）へと結実する。

ところが、その後に橋本首相とクリントン大統領の間で合意された「日米安全保障共同宣言」は、日米安保の役割を日本および極東地域の防衛からアジア太平洋地域全域の防衛に広げることを明らかにし、さらには在沖米軍基地にふれて、「日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約一〇万人の前方展開軍事要員から成る現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。」

との基本的立場を明確にしたのである。この方向に沿って、九七年八月には「日米防衛協力の指針」の見直し（新ガイドライン）が合意された。

そして現実の課題として、普天間基地返還が、実は「沖縄本島の東海岸沖」への新ヘリポート基地建設による県内移設であることが明らかになり（九六年十二月）、さらに、その新基地には米海兵隊の次期主力輸送機MV-22オスプレイが配備され、北部地域に展開する海兵隊基地をつなぐ最新鋭基地として、在沖米軍基地の一層の機能強化を担うものであることも明らかとなつたのである。

最近明らかとなつている基地内汚染——核爆弾、化学・細菌兵器のための有害物質の貯蔵と使用、大量の洗浄剤による土壤汚染、不発弾の未処理問題など——も深刻な問題である。先の「辺野古の小屋」の金城さんは、海上基地の一番の危険性について、有害物質が海中にたれ流しになることで引き起こされる海洋汚染にふれ、水俣どころではない被害を及ぼすのではないか、と警鐘したのである。

沖縄県が県内移設の条件とする十五年使用期限を前提としたとしても、移設の調査と工事で十五年、使用に十五年、撤去と浄化作業に十五年と、少なくとも半世紀近くにわたって基地は固定化されることになる。もつとも一方のアメリカは運用四〇年・耐用年数二〇〇年を想定しているわけだから、辺野古への新基地建設は、単なる一基地の移設にどどまらず、アメリカによる沖縄基地の半永久的な継続使用を意味するものといわねばならない。

加えて、基地経済と呼ばれる沖縄経済の問題がある。敗戦から二十七年間、軍事基地の維持を最大の目的とした米施政権下の政策によって、地域住民の生活基盤や生産基盤のための投資は抑えられ、本土との格差はあらゆる面で大きかつた。

復帰後も基地存続を前提に、県民の反基地感情と反発を抑えるために、その限りで振興策がとられてきたのである。その中心は公共事業費の投入であり、この公共工事がもたらす自然環境の破壊も深刻な問題となつていて。

今回の辺野古への移設に関しては、代替ヘリポート本体だけで工事費は一兆円といわれ、受け入れの見返りとして北部十二市町村には毎年一〇〇億円、一〇〇年間で一〇〇〇億円の公共事業が約束されている。車で走れば半日ほどの狭い地域への集中豪雨的な資金投下が

何をもたらすか、乱開発による自然破壊と地域コミュニティの崩壊は明らかではないのか。普天間移設問題は、間違なく政府にとつてサミット後のもつとも困難な事業となるであろう。

アメリカンスタンダードを基本とするグローバリズムのアジア太平洋地域への展開と、それを軍事的に支援するキーストーンの役割を、沖縄が二十一世紀にわたつても担い続けていくのか、それとも、沖縄戦から半世紀の体験の中から「地球上の人びとが、自然環境を大切にし、限られた資源や富ができるだけ平等に分かち合い、決して暴力（軍事力）を用いることなく、異なる文化・価値観・制度を尊重しあつて、共生する」（沖縄民衆平和宣言）道を歩むのか。「辺野古」は、沖縄と日本の近未来を凝縮してある。

沖縄差別と戦後民主主義の再生

「沖縄問題」とは、アジア太平洋戦争の末期、天皇と本土を防衛するために沖縄を捨て石にしたこと、敗戦処理にあたつて、本土の主権確保と天皇制存続のために、沖縄の施政権を放棄し米軍への基地提供を行つたこと、それが今日にまで及んで、沖縄の政治的経済的構造を形づくついていること、である。

私は、第九条を中心とする平和憲法を、戦後精神を体现し戦後民主主義を象徴するものとして評価してきたのであるが、沖縄から見る限り、米軍基地と天皇制と第九条とは分かれがたく結びついて、戦後民主主義自体が沖縄差別の上に成立したものであることを強く訴えかけてくるのである。

戦後五十五年、本土復帰から二十八年。「沖縄問題」をめぐつては、沖縄自身の内部からも様々の議論が起つてゐる。

沖縄の自立を、本土への同化ではなく沖縄自身のアイデンティティー確立の中に求める立場からは、本土復帰（運動）そのものの検証と問いかねが提起されている。

基地縮小を求め、辺野古への移設に反対してきた人たちの中には、本土移設を求める声が広がつてゐる。本土移設が沖縄基地問題の根本的解決にならないことを理解しつつ、痛みを分かち合うことによつてしか本土との眞の連帯は生まれないのではないか、という痛切な叫びが聞こえてくる。

一方、これまで基地の受け入れを「苦渋の選択」としてきた人たちの中からは、いわゆる「沖縄イニシアティブ」に示される、沖縄が基地の「告発者」から「日本の国家像の共同事業者となる」ために、基地の存在を積極評価しようとする議論も出てきている。九条を焦点に改憲が現実の課題にならうとしている平和憲法の危機に際して、戦後民主主義はどうにしてその魂を取り戻しうるのか。その答えの一つが、「沖縄問題」の現実をありのままに引き受け学びつくすことの中にあると、私は信じたい。

沖縄自身が自覚しなすべき努力について、新崎盛暉さんは次のように述べている。

「沖縄は好むと好まざるとにかかわらず、日本の平和運動の先頭に立たざるをえない。それは、日本社会、ましてや日本国家に貢献するためではない。沖縄が、アジア近隣の民衆と共に生じうる誇り高い未来をめざそうとすれば、必然的にそうならざるをえないのです。矛盾の集約点は、社会の歪みを正すテコの支点の位置になる。百分の一の声が、全体に共鳴し、これを動かす力となるのはそれ故である。そのことを自覚してはじめて、沖縄の未来を切り拓くことができる。」（季刊『けいし風（かじ）』二〇〇〇年六月）。

本土人たる私は、戦後民主主義が内包してきた沖縄差別への自覚とともに、あらためて

「沖縄問題」を引き受ける努力のうちに生きようとしていること、そのことを記して沖縄再訪の旅をめぐってのレポートの結びとしたい。（千代田区平和使節団連絡会 毛利 孝雄）

有期雇用、パート増大からみえてくる課題

—二〇〇一年春闘にあたつて—

労働裁判をめぐる状況は反動的というよりファシヨ的である。「国労絶滅」を目指す総資本の意図が、国鉄改革法二三条（資本の意に沿わぬ労働者を別会社をデッチ上げることによって首切る国家的な首切り法）を商法改正（会社を分離・分割し、従来の労働関連法に拘束されず、首切る手法）に適応させているからである。国鉄改革法「適応」による首先切りの一般化の背景に、一九八二年以来の国鉄分割民営化攻撃、とりわけ「国鉄改革法」に反対したたかい続けた国労が、ここ数年、「改革法承認」、そして「JRに法的責任なし」をめぐり内部混乱していることが、それに拍車をかけていると思われる。

国労組合員は「歴戦の闘士」であり、役員は「闘将」である。「闘将」が開城の方針を示し、「歴戦の闘士」はマルとバツで苦悶する。全線戦（とりわけ、「四党合意」の代償としての「解決案」を知るのは「闘将」だけ。）の状況を知りえない組合員は右往左往する他ないことになる。権力者の戦争観は「負け戦さは絶対にするな」というもので、世に有名な戦略家の孫子、クラウゼビッツの戦争論は権力者の立場からのものである。これに対するのが毛沢東の「実践論・矛盾論」「戦争論」、もう一つはイタリアの共産主義者グラムシの解釈しだいで右にも左にも行く断片的な手記である。

今日の労働運動の現状は、相手側が正規軍を駆使し、蜂起した部隊を包囲せん滅していくのにわが方はそれに対抗しえないのである。その一端を日経連が毎年二回開いている「日経連労働フォーラム」が示している。このフォーラムは徹底的に実務的でどう法にふれず巧妙に首を切るかを、経営法曹弁護士、企業の人事・労務、総務担当者の合宿である。

今回の総合テーマは「雇用形態の多様化における待遇・組織変革の法律問題」で、具体的には「雇用形態の多様化と労働法上の留意点」、「多様な組織と労働者の待遇・労働条件の決定をめぐる諸問題」である。

「雇用形態の多様化」とは、いわゆる正規労働者の減少に伴う有期的労働契約、パートタイマー、中途採用者、外国人労働者、在宅勤務・SOHO、派遣労働者の増大である。資本の論理は、いかに安く効率的に彼らをこき使うか、そのために必要でなくなつた時いかに合理的に首を切るかで、そのノウハウが研究される。

目下最大の注目点である有期的労働契約、パートタイマー、中途採用者についての日経連流「管理」はこうである。

有期的労働契約の雇い止めの問題ではA類型＝短期雇用契約の反復更新によって期間の定めのない契約と実質的に異なる状態になつた場合、B類型＝継続雇用を期待することについて合理的な事情がある場合があり、裁判で負けないためには次の点を留意する必要があるとのである。

①有期的労働契約が雇用調整機能をもつことを明確にしておく。②採用手続き・基準について正社員とは明確な区別をする。③継続雇用を期待させる言動はしない。

④更新可否についてそのつど実質的に審査する。⑤全員更新しない。⑥更新回数を少なくし長期間雇用しない。⑦職務や就業規則等について正社員と差異をつけるといった点に

留意する。

ようするにアイマイにするな、最初からハツキリと契約条項に盛り込めというのである。パートタイマーの待遇についてはさらにハツキリしている。パートタイマーと正規労働者の賃金格差は「日本では年齢、勤続、資格、地域差などがあり、同一（価値）労働・同一賃金という原則はなく、同じ仕事をしている正社員とパートタイマーに賃金格差を設けることは違法ではない」ことを前提に、ここでも①採用手続き、②労働条件、③雇用期間、④勤務地、⑤職務内容、⑥教育等で正社員とパートタイマーの違いを明確にせよという。つい先日、ドイツ労働組合の活動家との交流会があった。DGB（ドイツナショナルセンター）から出席したのは四四歳の基本政策を担当する局長（女性）、五〇歳の賃金政策局長（男性）で、彼らは日本では、①同一労働、同一賃金の習慣がない。したがって正規労働者とパートタイマーの賃金に格差がある。②日本での賃上げは企業単位が中心で社会的にひろがりをもたないことに驚いたと述べた。

春闘は総資本対総労働の闘いとしてあつた。しかし、今春闘は「改革」の名のもと個別企業単位の賃上げに收れんさせられようとしている。

◇ 読者からのおたより ◇

無数の支援者 十月十日、九段会館で開催された全労協主催の集会に行つてきました。全金、清掃労組等の方々の力強い連帯の発言は、「一票投票」に加わることのない無数の支援者の声を代表していただと思います。「四党合意」に反対する組合員と闘争団、それと支援者の皆さんの総数は国労本部と賛成組合員の数よりはるかに多いことを本部は認識すべきではないか。（埼玉・S）

編集部より 今必要なのは企業の枠に閉じこもらないこと。時間とお金が許せば、いろんな学習会、講演会、集会に参加し、「新しい」情勢をつかむことです。（横浜・F）

“生活”こそ教育者 今まで何とかなるだらうと思っていた人々がこのところこんな筈じやなかつたと気付いています。これからも真実を送りつづけて下さい。（横浜・F）

代は動く！

講演会 ありがとう 先日は富良野の講演会ありがとうございました。再建の学習会にふさわしく元氣と勇気がでました。（北海道・K）

編集部より 嬉しいおたより、心から感謝。お役に立てて嬉しい。近くまた北海道に行きます。よらせていただければ嬉しい。

誌代送金します 社会通信誌代二〇〇〇年七月～十二月分として入金いたします。大変遅くなり申し訳ありません。お詫び申し上げます。次回の請求を二〇〇一年一月から六月として下さい。すぐ集金にかかります。（千葉・N）

編集部より ご多忙のところ、ご送金ありがとうございました。私どももがんばります。ご支援よろしく！

市長選に奮闘中 毎度遅くなりまして本当に申し訳ありません。こちらは鹿児島市長選挙に内田のぶ子さんを立てて奮闘しています。（鹿児島・K）

「くらしの中の憲法」講演会 憲法九条・二五条はどんどん骨抜きになっています。改憲・論憲は論外として「安保堅持・自衛隊合憲」の社民党、「安保棚上げ・自衛隊承認」の共産党の護憲で憲法九条を守ることができるのか。私たちは連続講演会の第一回として「国民のめざす護憲とは」として、◇とき 十一月二十四日（金）午後六時三〇分、◇ところ 府中グリーンプラザ、◇講師 藤成彦（中央大学教授）。また、「憲法九条を守る女たちの会」の立ち上げの連絡がありました。本物の護憲運動を起こさなくてはと思います。（平和憲法を活かそう府中市民連合 三宮方）

◇訂正とお詫び◇ 本誌七八六号の「もくじ」と10頁表題に誤りがありました。『◇資料と解説◇ 東京地裁「採用差別事件」に不当判決』の中『：東京地裁：』は『：東京高裁：』の誤りです。